## 柏市立学校施設目的外使用規則

平成 4 年 2 月 26 日 (教)規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の規定により、柏市立の小学校、中学校及び高等学校(以下「学校」という。)の施設を社会教育その他公共のために利用させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教委規則 16・平 25 教委規則 5・一部改正)

(使用施設の範囲)

第 2 条 使用できる施設の範囲は、学校の体育館、校庭及びその付属施設 (以下「体育館等」という。)とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」 という。)が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 体育館等を使用しようとする者は、使用日の7日前までに、学校の校長を経由して委員会に対し申請書を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、委員会が認めるときは、学校の校長を経由しないで提出することができる。

2 委員会は、学校教育上支障がないと認める場合に限り、体育館等の使用を許可するものとする。

(令5教委規則9・一部改正)

(使用者の義務)

第 4 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる 事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 特別な設備, 施設の改造等をしないこと。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(使用許可の取消し)

第 5 条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公用、公共用等に使用する必要が生じたとき。
- (3) 使用者がこの規則の規定,委員会が付した条件等に違反したとき。

(4) その他委員会が必要と認めるとき。

(原状回復)

第 6 条 使用者は、使用を終了し、又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに使用した体育館等を原状に回復しなければならない。

(使用管理簿の整備)

第7条 学校及び委員会は、許可申請に関する必要事項を記録する管理簿 を整備し、その都度、記録するものとする。

(令 5 教委規則 9·一部改)

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教育委員会規則第16号)

この規則は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年 法律第 96 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成 25 年教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年教委規則9・一部改)

この規則は,公布の日から施行する。

## 学校施設目的外使用許可申請書

							年	月		日
,	柏市教育委員	会 教	育 長	様						
					申請	団 体 名				
					申請:	者 (代 表 者)				
					住	所				
な	記のとおり柏市ごお,使用にあたっ 全の体制で使用	ては柏芹	市立学				.従い, 🏻	事故等 <i>0</i>	かない	よう。
				Ī	2					
1	使用学校名	柏市立				学校				
2	使用施設	(1. 運	動場	2. 体	育館				)	
3	使用付属施設	(有・	無)	(					)	
4	使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	\$	
5	使用目的									

≪提出先≫該当学校の校長宛,使用日の7日前までに申請してください。

7 その他特記事項

6 使用人数

## 学校施設目的外使用許可書

柏教	第	号
年	月	日

申請団体名

申請者(代表者)

様

柏市教育委員会 教育長

年 月 日付け、申請のあった柏市立学校施設目的外使用について下記の許可条件を確約のうえ使用を許可します。

記

1 使用学校名 学校 柏市立 2 使用施設 (1. 運動場 2. 体育館 ) 3 使用付属施設 (有・無) ( 4 使用日時 年 月 日 分まで 時 分から 時 5 使用目的及び人数( )( 名)

## ≪許可条件≫

- ① 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- ② 特別な設備,施設の改造等をしないこと。
- ③ 使用施設等を汚損, 毀損等をしないこと。
- ④ 使用許可施設以外への侵入,使用許可備品等以外の無断借用,グランド内への 車の乗り入れはしないこと。
- ⑤ 火災・その他の事故防止に万全な注意をはらうこと。
- ⑥ 使用中に発生した事故等は直ちに報告すること。
- ⑦ 使用終了時,又は許可の取り消し,若しくは使用の中止を命じられたときは,ただちに使用施設を現状に回復すること。なお,これらに伴って発生した使用者側の損害等は補償しないものとする。
- ⑧ 使用者に当たっては、柏市立学校施設目的外使用規則を遵守すること。
- ⑨ 使用者は施設を使用するとき、許可書を携帯すること。

≪特記事項≫			